

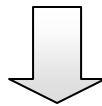
◆平成 22 年度
『公共工事における地場中小企業支援措置』について

<経緯>

地場中小企業を取り巻く厳しい状況の中、経地場中小企業が地域経済の下支え、さらには雇用の確保という面において大きな役割を果たしていることを踏まえ、経済対策の一環として、平成 21 年 1 月より「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組み、現在、12 の支援措置を実施中。(別紙参照)

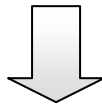
《平成 22 年度に向けた取り組み》

依然として中小企業を取り巻く経済情勢は大変厳しい状況にあることから、平成 22 年度においても、地場中小企業支援措置を継続・強化する必要がある。



そのなかで、特に工事等の早期発注については、平成 21 年度と同様に発注目標を掲げ、全庁を挙げて取り組んでいく。

<平成 21 年度上半期工事発注目標 80% → 実績 81%>



各局・区において、早期発注に向けた準備・体制づくり

※早期発注とは、4 月～6 月までに発注する工事。

【問い合わせ先】

事務局：財政局技術監理部技術企画課

連絡先：TEL 711-4903

担当：柳橋、諸崎

○平成21年度「公共工事における地場中小企業支援措置」

項 目		内 容
①	工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注 ○平成21年度工事発注目標設定 <li style="padding-left: 20px;">上半期発注率 80%超（平成21年4月7日発表） <li style="padding-left: 20px;">年内発注率 95%超（平成21年11月24日発表）
②	分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	<ul style="list-style-type: none"> ◆発注規模による分割発注（1月13日～） ◆工種による分離発注（1月13日～）
③	設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計変更へのスピーディな対応（1月13日～） ◆工事書類の簡素化（2月1日～）
④	工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮（2月1日～） 14日以内 → 10日以内
		◆工事代金支払期限の短縮（1月13日～） 40日以内 → 20日以内
⑤	工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用（1月13日～）
⑥	前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進（2月10日～）
⑦	設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定（3月1日～）
⑧	工事契約における入札手続きの期間短縮	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(4月公告～) (標準36日→29日)
⑨	物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	◆物件移転補償費と用地費の前払金の割合の見直し(4月1日～) (現行70% → 改定80%)
⑩	一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大	◆一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大（10月1日～） (現行7億円未満 → 拡大10億円未満)
⑪	工事の入札における最低制限価格の改定	◆工事の最低制限価格の改定（10月1日～）
⑫	工事成績優良業者表彰制度の導入	◆公表に加え工事成績優良業者表彰制度の導入（10月1日～）